

令和6年度第1回

東京都

医療的ケア児支援地域協議会

- ▶日 時：令和6年7月3日（水曜日）18時30分から
- ▶実施方法：オンライン会議

会議の進行

I 開会

II 議事

(1) 令和6年度医療的ケア児支援関連事業の実施状況

➤実施状況について（事務局より）

➤短期入所開設支援について（株式会社医療経営研究所より）

(2) 他県及び都内区市町村の取組事例

➤事例1：文京区（事務局より）

➤事例2：狛江市（岩崎委員より）

➤事例3：神奈川県（神奈川県福祉子どもみらい局障害福祉課より）

(3) 医療的ケア児支援センターの運営状況

(4) その他

III 開会

議事 1

令和 6 年度医療的ケア児支援関連事業の実施状況

1-1-1 令和6年度都における取組

障害福祉における取組

協議の場

- **医療的ケア児支援地域協議会（R3-） 継続**
 - ▶ 医療的ケア児支援に係る関係機関による施策の推進や連携の強化を図る協議の場を運営

相談拠点

- **医療的ケア児支援センター（R4-） 継続**
 - ▶ 医療的ケア児・家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関への情報提供、連絡調整の拠点

在宅支援

- **重症心身障害児等在宅療育支援事業（S57-） 継続**
 - ▶ 訪問看護による医療的ケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導や療育相談等を実施
- **医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業（R5-） 継続**
 - ▶ 訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の受入れに係る経費を補助
- **在宅レスパイト・就労等支援事業（H23-） 継続**
 - ▶ 家族の休養や就労等を支援するため、自宅へ訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援
- **障害者（児）ショートステイ事業 継続**
 - ▶ 短期入所事業所において病床確保、看護師等に係る経費補助により受入れを促進 **継続**
 - ▶ 医療型短期入所の新規開設に向けた開拓 **R6拡充**、医療機器等の整備費用を補助 **継続**
- **医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業（R5-） 継続**
 - ▶ 民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に係る経費を補助

通所支援

- **障害児の放課後等支援事業（R3-） 継続**
 - ▶ 医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等の支援の拡充に取り組む区市町村を支援
- **重症心身障害児（者）通所運営費補助事業（H27-） R6拡充**
 - ▶ 通所施設における適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて必要な経費を補助
- **重症心身障害児（者）通所委託（受入促進員配置）（H22-） R6拡充**
 - ▶ 都が指定する通所事業所に対して、高い技術を持った看護師等の配置に係る費用を助成し、受入れを促進

1-1-2 令和6年度都における取組

人材育成

- **医療的ケア児等支援者育成研修（H29-）継続**
 - ▶ 支援に関わる関係機関職員(教育・保育、行政職員も含む)を対象に、支援に関する基本的な理解を促進
- **医療的ケア児等コーディネーター養成研修（H30-）継続**
 - ▶ 主に相談支援専門員等を対象に医療的ケア児の支援を地域において総合調整するコーディネーターを養成
- **医療的ケア児受入促進研修（R4-）継続**
 - ▶ 障害児通所支援事業所等向けの医療的ケア児の受入れ、体制整備に向けた基礎知識の習得
- **医療的ケア児に対応できる看護職員育成研修（R5-）継続**
 - ▶ 障害児通所支援事業所への就業予定、希望がある看護職員向けの医療的ケアの知識・技術の習得

保護者の就労

- **医療的ケア児ペアレントメンター事業（R5-）継続**
 - ▶ 親の就労や子育てに関する不安や悩みに対してメンターによる傾聴、共感、寄り添い等の支援
- **医療的ケア児日中預かり支援事業（R5-）継続**
 - ▶ 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対して、必要な経費を補助

保育・教育分野における取組

保育

- **医療的ケア児保育支援事業 R6拡充**
 - ▶ 医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

特別支援学校

- **保護者付添期間短縮化事業の強化 R6一部新規**
 - ▶ 就学前に医療的ケアに携わる訪問看護師等が入学後に学校看護師へ手技等の実施を円滑に引き継ぐことで付添期間の短縮化を図る
- **学校看護師の安定的な確保 R6拡充**
 - ▶ 特別支援学校の専用通学車両に同上する看護師の安定的な確保のため、総合非常勤看護師の配置数を拡大
- **医療的ケア児専用通学車両 R6拡充**
 - ▶ 知的障害特別支援学校での運行を本格実施とし、運行台数を拡大

1-2-1 人材育成事業の今年度の実施予定

| 事業名 | 開始 | 研修対象者 | 実施方法 |
|---------------------|-----|--|---|
| 医療的ケア児等支援者育成研修 | H29 | 医療的ケア児等への支援を行う 関係機関職員 | 講義 |
| 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 | H30 | 今後地域において コーディネーターの役割を担う予定 のある相談支援専門員、保健師、訪問看護師等 | ①講義 ②演習（事例を基にした計画作成演習等） ③フォローアップ研修 |
| 医療的ケア児等受入促進研修 | R4 | 障害児通所支援事業所等の 管理者・職員 | 講義、施設見学 |
| 医療的ケア児に対応する看護職員育成研修 | R5 | 障害児通所支援事業所等で 医療的ケア児への支援に関わる予定や希望がある求職中や在職中の看護職員 | ①講義（医療的ケア、看護職員の役割等） ②実技（シミュレーターを使用した経管栄養、吸引、導尿等） |

1-3-1 医療的ケア児ペアレントメンター事業

▼リーフレット（表面）

医療的ケア児を育てるママへのインタビュー

家族構成は、夫と長男、長女、次女の5人家族です。
長男は人工呼吸器による呼吸管理や吸引など、
夜間も含めた日常の医療的ケアに加えて、
急な入院が必要になることもあります。



長男の出生後は、なかなか抱くことかきませんでしたか、
一人の大人として、個人として、遊ぶ場所がほしかったので
抱くことを決めました。
現在は育児休暇中ですか、放課後等テニサーサービス事業所で
短時間正社員として働いています。

日々の医療的ケアや娘二人の育児もあるため大変なことも多いですが、
夫と協力しながら医療的ケアや家事を行っています。

ママとしてだけでなく、一人の大人として頑張れる場所があること、
夫と家庭のことだけでなく、仕事の活もできることがすごく嬉しいです。

保護者のみなさまへメッセージ

医療的ケア児を育てながらのお仕事と子育ての両立は、
日頃のケアや通院、リハビリなど大変なことが多いと感じています。

しかし、医療的ケア児を育てているから
仕事を諦めなければならないということはありません。

短時間でも仕事することで気持ちが高まり達成感を感じることで、
ハハママが笑顔になれば、家族全員で笑顔に過ごせると思います。

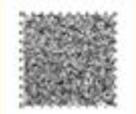
 インタビュー動画は東京都公式動画チャンネルより閲覧できます 

東京都

医療的ケア児ペアレントメンター事業

家族による家族の就労に向けた相談支援



 東京都 

音声コード Uni-Voice

【発行】
東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課
令和6年2月発行 登録番号(5)145

令和6年度第1回東京都医療的ケア児支援地域協議会事務局説明資料

7

1-3-2 医療的ケア児ペアレントメンター事業

▼リーフレット（裏面）

たとえばこんな相談

育児と仕事の両立が難しい 働きたいけど働けない

誰かに想いを聞いて欲しい...

預け先が少なく困っている 日々の医療的ケアや寝不足...

ご利用できる方

東京都に在住し、就労中または就労の希望がある、医療的ケアが必要なお子様を育てる保護者の方

ご利用の方法

Zoomを利用したオンライン相談（一組あたり1時間まで）
※ご利用の費用は無料です

ご利用の日時

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
am 10:30-11:30 / pm 1:00-2:00 / pm 8:00-9:00
上記の曜日・時間帯でスケジュールの詳細を公式Instagramに掲載しているので、ご確認ください

ご利用の方法

- 1 専用申込フォームより必要事項を入力・送信
福祉局ホームページ or 公式Instagramのプロフィール欄に掲載されたURLからアクセスしてください
- 2 メールにより相談日時と当日使用するURLを受信
受託事業者からメールが送信されるのでご確認ください
- 3 メンターとオンライン相談
当日お時間になりましたら指定のURLからアクセスしてください

終了後、アンケートの回答にご協力をお願いします

よくいただくご質問

Q1 子どものケアをしながらの相談でも良いですか？
A もちろん大丈夫です

Q2 悩みや気持ちを聞いてもらうだけでも良いですか？
A もちろん大丈夫です

Q3 行政の相談窓口と何が違うの？
A メンターは、自らも医療的ケア児の子育てをしながら就労を経験し、相談活動の研修を受けた保護者の方です。問題解決的な支援ではなく、寄り添いと繋がりによる支援を行います

音声コード Uni-Voice

公式Instagram 福祉局ホームページ

1-3-3 医療的ケア児ペアレントメンター事業

公式インスタグラム

メンター紹介 各メンターの仕事、お子さんの情報、皆さんへのメッセージ等を掲載

体験談紹介 各メンターに聞いた仕事の探し方、就業に向けた準備の仕方等を掲載



相談スケジュール・申込方法

7月前半相談スケジュール

午前の部 10:30~11:30

担当メンター

| 日付 | メンター1 | メンター2 |
|-------|--------|--------|
| 1(月) | 純子 | Rumi |
| 2(火) | Emi | 純子 |
| 3(水) | 純子 | Rumi |
| 4(木) | みき | Tomoko |
| 5(金) | Tomoko | みき |
| 8(月) | Rumi | 純子 |
| 9(火) | Emi | Tomoko |
| 10(水) | Tomoko | Rumi |
| 11(木) | Rumi | Tomoko |
| 12(金) | Emi | にしママ |

※相談は メンター1・2 の2人体制でおこないます



インタビュー動画

ショート動画▶

▼ロングバージョン

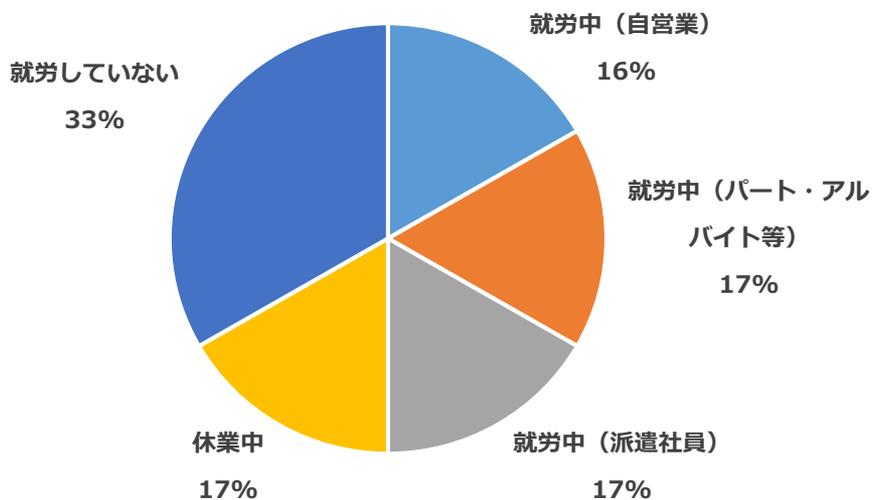


1-3-4 医療的ケア児ペアレントメンター事業（利用状況）

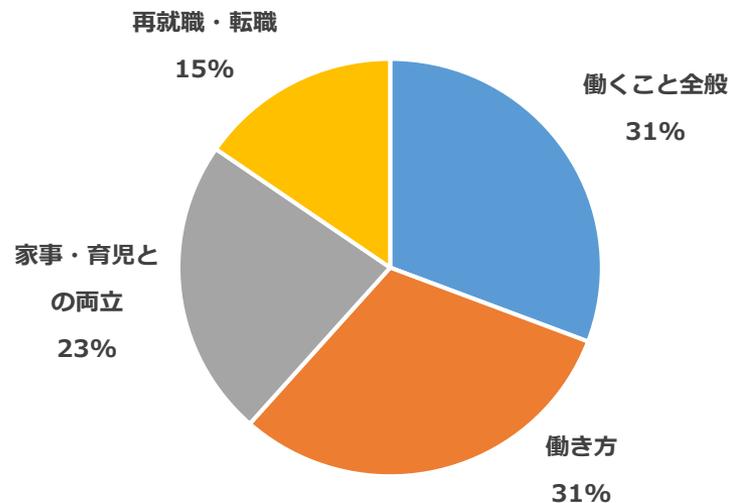
利用の状況

利用実績（4～6月） 計6件（申込7件）

相談者の就労状況



相談の種類



相談内容の例

再就職に向けて行動しておいた方が良いことについて知りたい。

子どもが学校へ行っている間、集中して在宅勤務で働きたいと考えているが、どのような仕事がいいか決めかねている。

子どもが体調不良の時、みなさんがどのようにお休みしているのか知りたい

n=6
複数選択可

医療型短期入所事業所開設支援事業

～取組状況及び今後の指定見込み～

(別紙資料により株式会社医療経営研究所
から説明)

議事 2

他県及び都内区市町村の取組

議事 2 他県及び都内区市町村の取組

発表事例

(1) 文京区

医療的ケア児を支援するための庁内連携体制について

(2) 狛江市

風通しの良い関係性の作り方

(3) 神奈川県

かながわ医療的ケア児支援センターについて

事例 1：文京区
医療的ケア児を支援するための
庁内連携体制について

(別紙資料により事務局から説明)

事例 2：狛江市 風通しの良い関係性の作り方

(別紙資料により岩崎委員から説明)

事例 3：神奈川県
かながわ医療的ケア児支援センター
について

(別紙資料により神奈川県福祉子どもみらい局
障害福祉課から説明)

議事 3

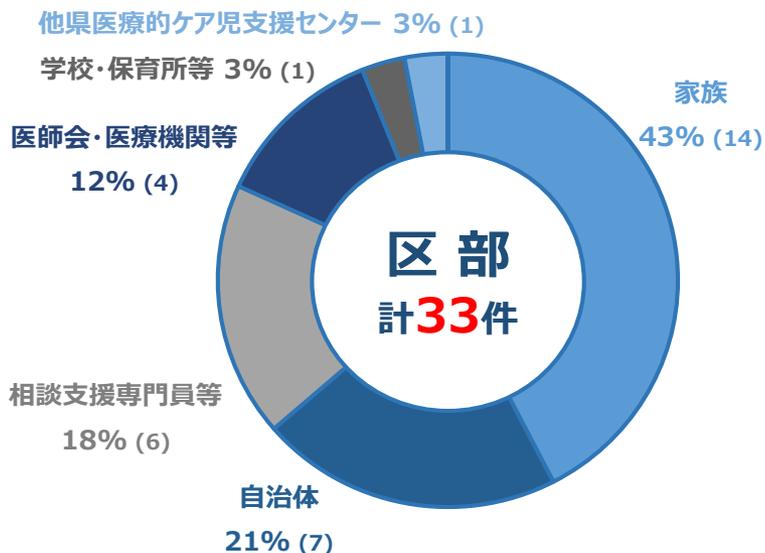
医療的ケア児支援センターの運営状況

3-1-1 支援センター（区部）の状況①（令和6年4月～令和6年6月）

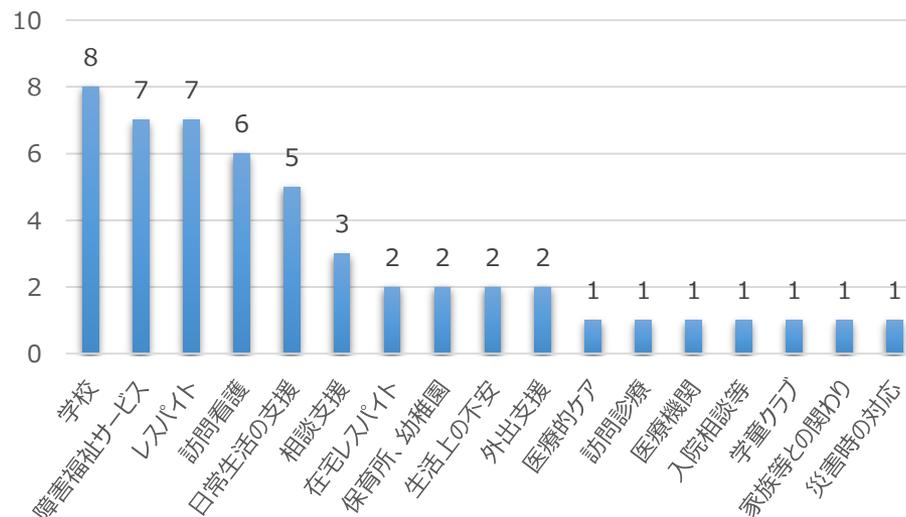
全体の相談件数 計 **75**件（個別支援）**33**件（地域支援）**42**件

個別支援 特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応

相談者属性



相談等の内容



相談事例

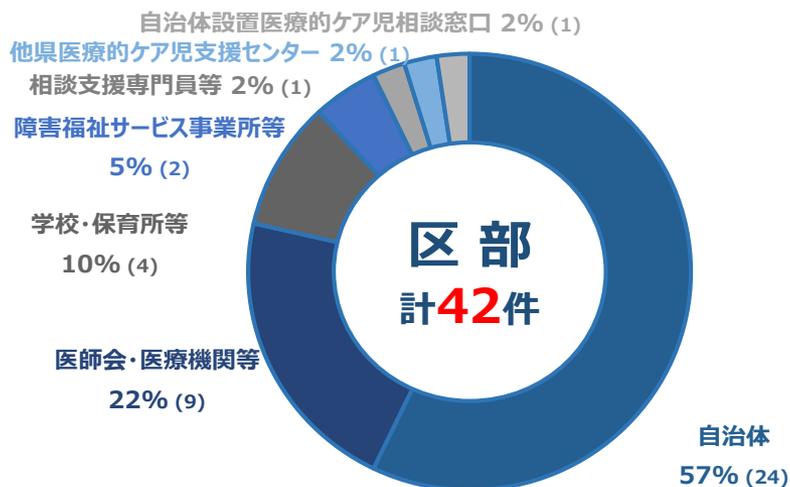
- 歩行可能な医療的ケア児が利用できる短期入所事業所についての情報が知りたい（区相談支援専門員）
- 母の育児休暇中に、インスリン注射と血糖測定が必要な子が放課後利用できるサービスについて教えてほしい（区保育主管課）

3-1-2 支援センター（区部）の状況②（令和6年4月～令和6年6月）

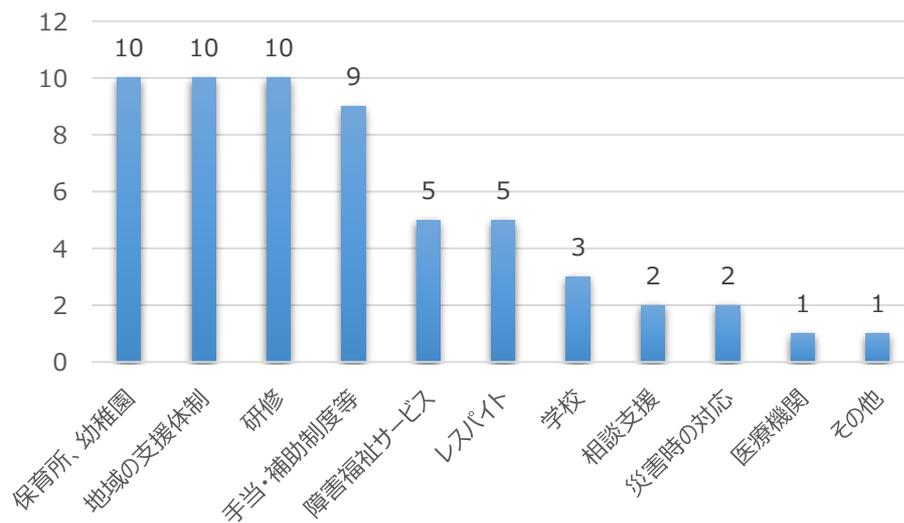
地域支援

自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援

相談者属性



情報提供等の内容



「その他」：実態調査に関すること

相談事例

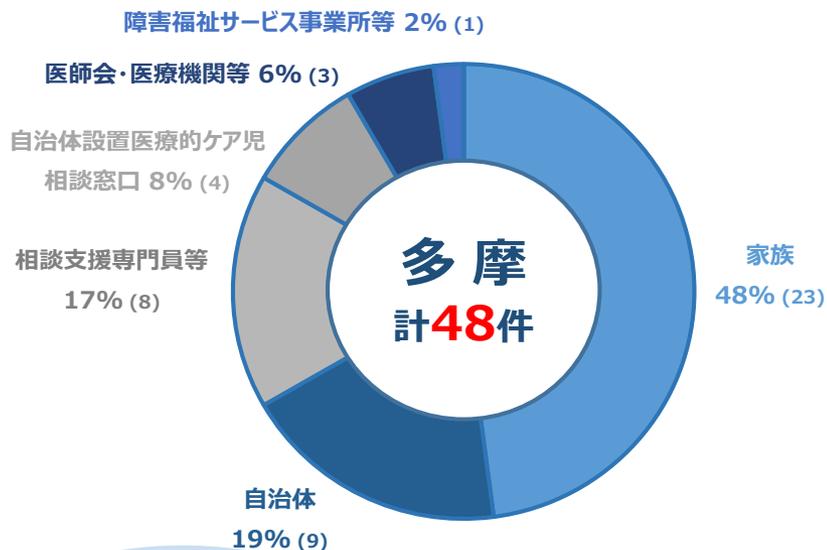
- 医療的ケア児の一時預かり事業について、自治体の事業として実施している他区の事例について知りたい（区障害福祉主管課）
- 公立小学校において看護師を配置することに苦勞している。他自治体の取組について教えてほしい（区障害福祉主管課）

3-2-1 支援センター（多摩）の状況①（令和6年4月～令和6年6月）

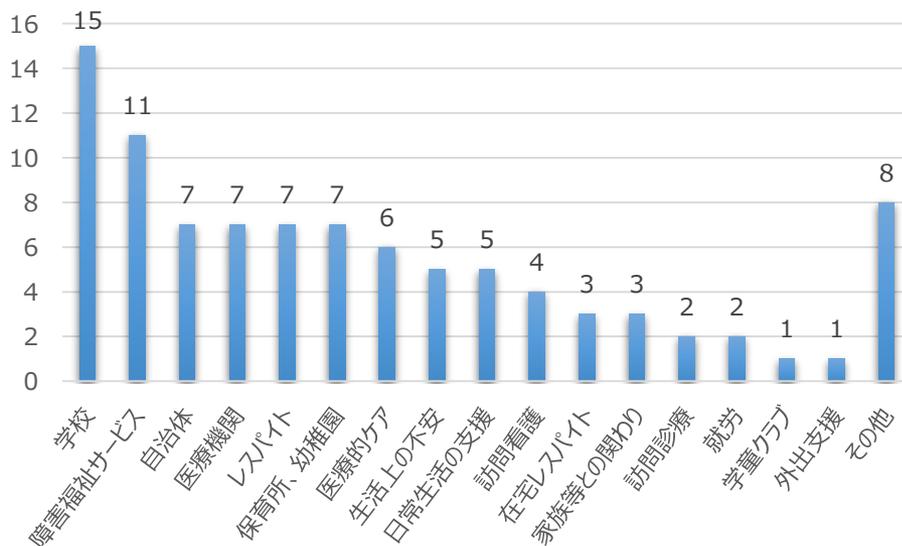
全体の相談件数 計 **71**件 （個別支援）**48**件 （地域支援）**23**件

個別支援 特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応

相談者属性



相談等の内容



「その他」：他機関にまたいだ情報連携に関する事など

相談事例

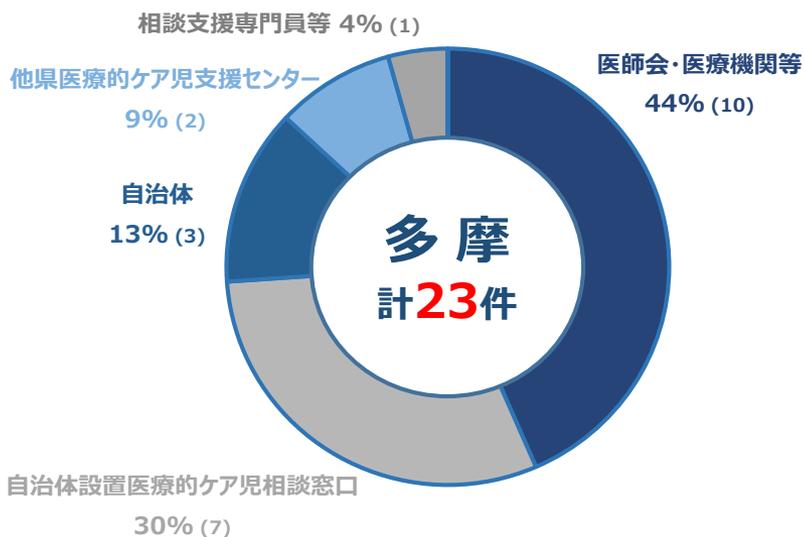
- 都内からの転居を予定しているが、転居先で受入れ可能な保育園、小学校、学童クラブについて教えてほしい（家族）
- 経鼻経管栄養が必要な子が利用できるサービスや一時預かり事業についての情報が知りたい（家族）

3-2-2 支援センター（多摩）の状況②（令和6年4月～令和6年6月）

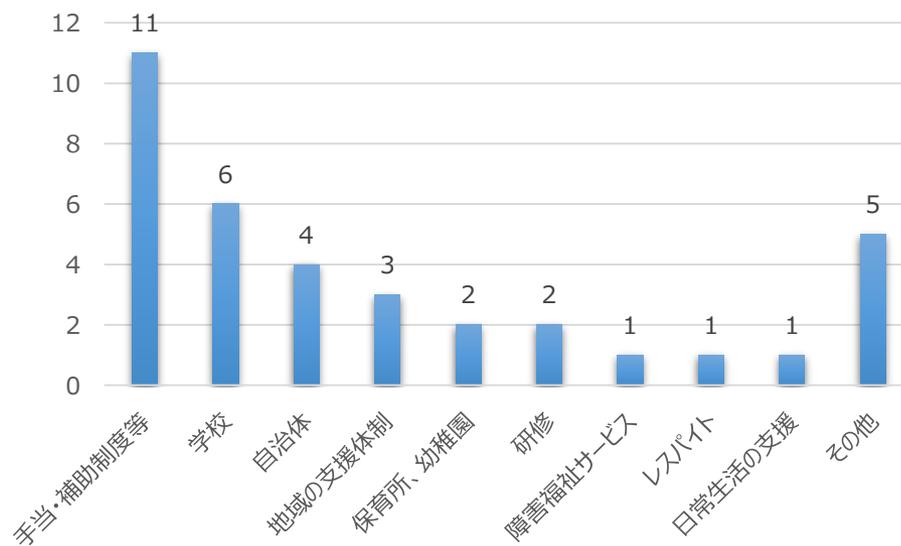
地域支援

自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援

相談者属性



情報提供等の内容



「その他」：葬祭業者の情報、医療保険に関する事など

相談事例

- 自治体における保育園の医療的ケア児の受入れとコーディネーターの配置状況について知りたい（病院ソーシャルワーカー）
- 糖尿病の児を保育園や小学校で受け入れるに当たり、ガイドラインの作成や看護師を配置している自治体の取組について教えてほしい（医療的ケア児等コーディネーター）

議事 4

その他

4-1-1 医療的ケア児支援センター等に関する全国の様況

令和6年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「医療的ケア児等支援者の研修等に関する調査研究」より
医療的ケア児支援センター等の設置状況（令和5年9月時点）

1) 医療的ケア児支援センターの設置状況

「設置している」の割合が最も高く97.9%となっている。

図表 3-1 医療的ケア児支援センターの設置状況



(注釈) 都道府県が設置するもの（サテライトを含む）を回答いただいた。

→その後、令和5年度中に全都道府県で医療的ケア児支援センター設置済
（本調査第一章「1. 背景・目的」より）

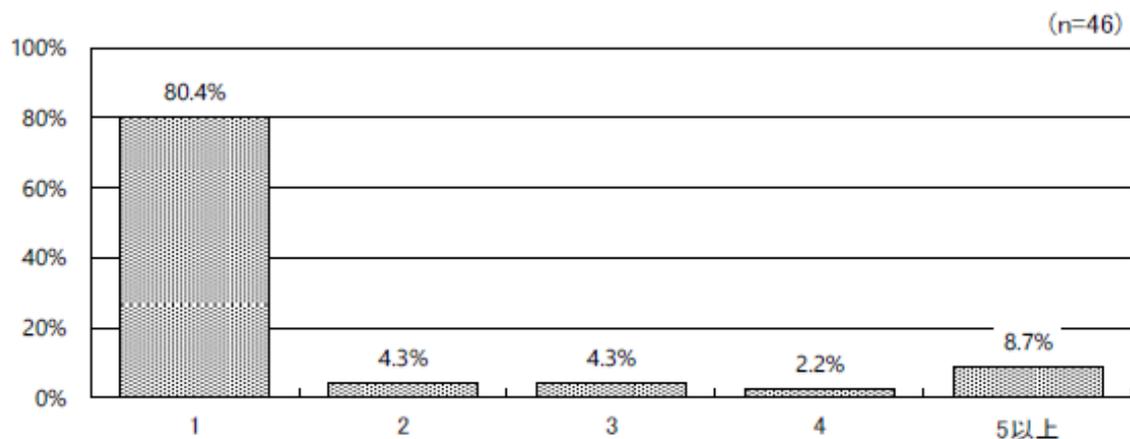
4-1-2 医療的ケア児支援センター等に関する全国の状況

令和6年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「医療的ケア児等支援者の研修等に関する調査研究」より
医療的ケア児支援センター等の設置状況（令和5年9月時点）

2) 設置施設数（センターを設置している場合）

「1」の割合が最も高く80.4%となっている。次いで、「5以上（8.7%）」となっている。

図表 3-2 施設設置数（センターを設置している場合）



（注釈）都道府県が設置するもの（サテライトを含む）、複数設置している場合は、最も設置が早い施設について回答いただいた。

（注釈）最小値1、平均値1.67、中央値1、最大値8。

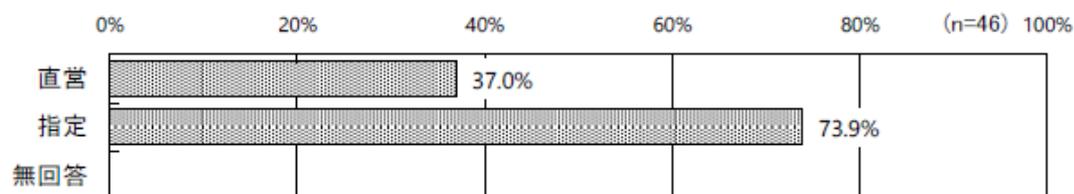
4-1-3 医療的ケア児支援センター等に関する全国状況

令和6年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「医療的ケア児等支援者の研修等に関する調査研究」より
医療的ケア児支援センター等の設置状況（令和5年9月時点）

4) 運営方法（センターを設置している場合、複数選択）

「指定」の割合が最も高く73.9%となっている。

図表 3-4 運営方法（センターを設置している場合、複数選択）

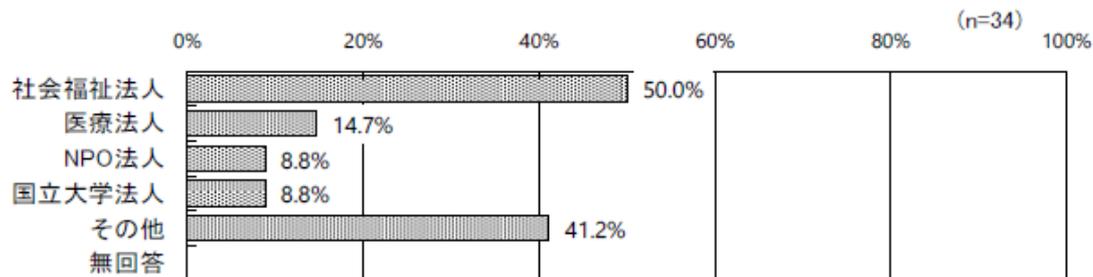


(注釈) 複数設置している場合は、当てはまるものを全てを回答いただいた。

5) 指定先（運営方法で「指定」を選択した場合、複数選択）

「社会福祉法人」の割合が最も高く50.0%となっている。次いで、「その他（41.2）」、「医療法人（14.7%）」となっている。

図表 3-5 指定先（運営方法で「指定」を選択した場合、複数選択）

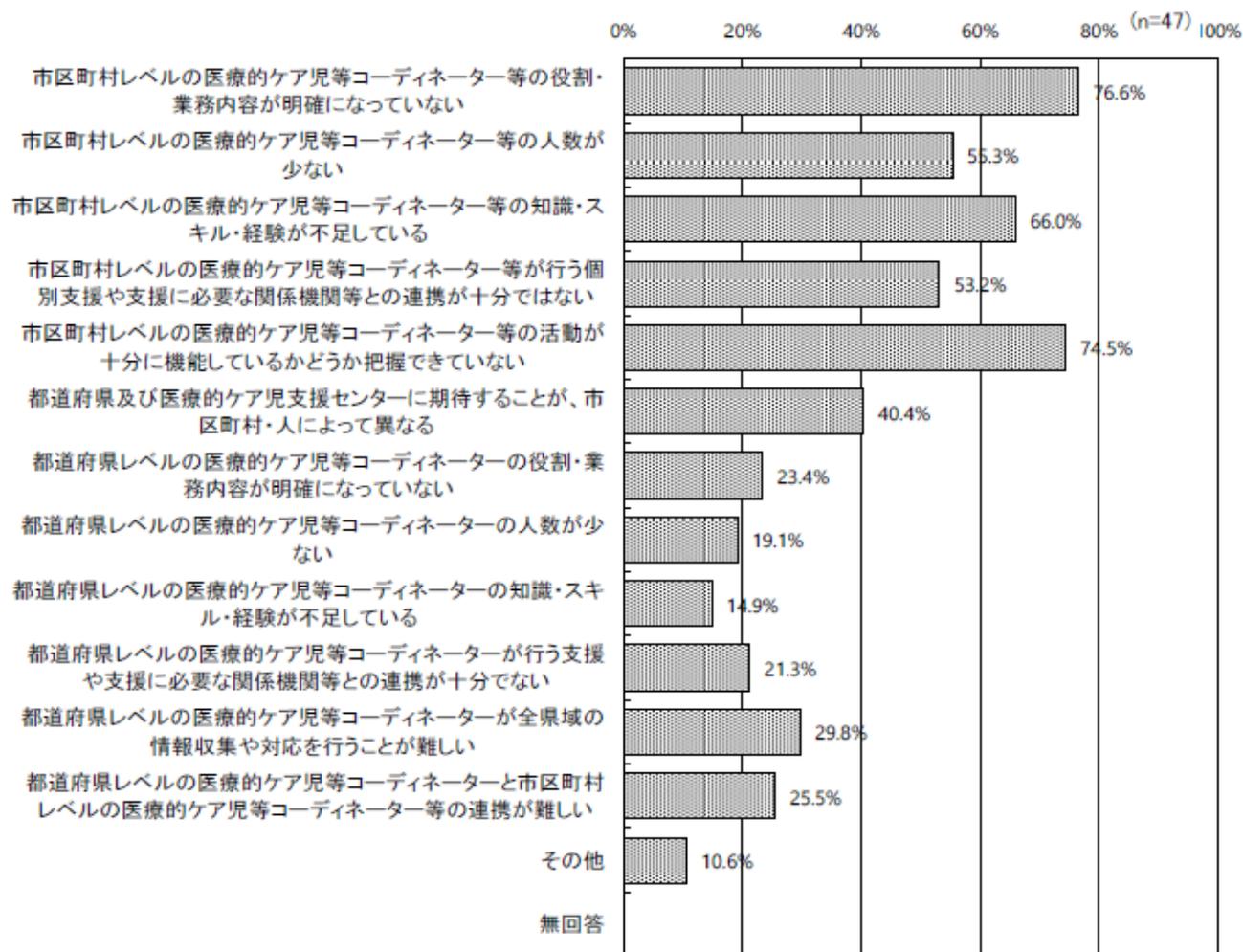


(注釈) 複数設置している場合は、当てはまるものを全てを回答いただいた。

4-1-4 医療的ケア児支援センター等に関する全国の様況

令和6年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「医療的ケア児等支援者の研修等に関する調査研究」より

都道府県レベルと市区町村レベルの医療的ケア児等コーディネーター等における課題（複数選択）



4-2-1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の 主な改定内容（医療的ケア児関連項目）

令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要より

○ 支援ニーズの高い児への支援の充実

医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- ・医療連携体制加算（Ⅶ）【見直し】〔児発・放デイ〕
- ・入浴支援加算【新設】〔児発・放デイ〕
- ・送迎加算【見直し】〔児発・放デイ〕
- ・共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】〔児発・放デイ〕

○ 家族支援の充実

預かりニーズへの対応

- ・延長支援加算【見直し】〔児発・放デイ〕

○ インクルージョンの推進

保育所等訪問支援の充実

- ・ケアニーズ対応加算【新設】

○ 障害児相談支援の充実

医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- ・要医療児者支援体制加算【見直し】

4-2-2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の 主な改定内容

令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要」より抜粋

3. (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

令和6年度報酬改定

①医療連携体制加算（Ⅶ）【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算（Ⅶ）について、評価の見直しを行うとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。

単位数（新旧）

【現行】

医療連携体制加算（Ⅶ） 100単位/日

- ※ 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬又は主として重症心身障害児に対し支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は算定しない）



【改定後】

医療連携体制加算（Ⅶ） 250単位/日

- ※ 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合（医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない）

③入浴支援加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

入浴支援加算【新設】 55単位/回（月8回を限度）
（放課後等デイサービス 70単位/回（月8回を限度））

- ※ 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

4-2-3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の 主な改定内容

令和6年4月1日こども家庭庁支援局障害児支援課
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要」より抜粋

④送迎加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- 医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

送迎加算

<児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外>

障害児 54単位/回

医療的ケア児 +37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬を算定する事業所のみ
看護職員の付き添いが必要。

<児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所>

重症心身障害児 37単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

【改定後】

送迎加算

<児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外>

障害児 54単位/回

重症心身障害児 +40単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）+80単位/回

医療的ケア児（その他の場合）+40単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。

<児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所>

重症心身障害児 40単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）80単位/回

医療的ケア児（その他の場合）40単位/回

(※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

(※) 医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

⑤共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】（共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス）

- 医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

単位数（新旧）

【現行】

なし

【改定後】

共生型サービス医療的ケア児支援加算 400単位/日

※共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合

事務連絡

令和6年度第2回・第3回開催予定

第2回 令和6年12月20日（金曜日）

18時30分～20時

第3回 令和7年3月25日（火曜日）

18時30分～20時

※オンライン会議形式にて実施予定